

各教育・保育施設長 各位

文京区子ども家庭部  
幼 児 保 育 課 長 奥 田 光 広  
子 ども 施 設 担 当 課 長 足 立 和 也  
(公印省略)

教育・保育施設等における事故発生時の報告対応等について（通知）

平素より本区の教育・保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、各教育・保育施設等（以下「各施設」という。）におかれましては、子ども家庭庁、文部科学省及び東京都の各種通知に基づき、死亡事故や重篤な事故等が発生した場合、又はその他重篤な事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時（以下「事故等」という。）において、必要に応じ発生状況及び再発防止策等について報告をお願いしているところです。

この度、各施設における事故発生時の報告対応等について、下記3に掲げる「児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案」について整理を行いましたので、改めて通知します。各施設における児童の安全のため、本取扱いに係る下記留意事項について、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、報告すべき事故等の範囲は、教育・保育施設事業者の責任の有無に関わらず、教育・保育サービスの提供時及び各施設内で発生した事故等とします。

また、本通知の運用開始に伴い、「教育・保育施設等における事故発生時の報告対応等について（令和6年1月17日付け2023文子幼第6656号）」は廃止します。

記

1 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合の対応

(1) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合に、速やかに施設長に報告する体制を整えること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、文京区幼児保育課に対し、発生状況及び対応等を迅速に報告すること。

① 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合

② その他発生した事故等により、個人が特定され連れ去り等が発生する可能性のある場合

※ 事故報告時の「事故の発生状況」中の記載は、子ども側の視点である「迷子」「置き去り」「連れ去り」とし、大人側の視点の「見失い」「抜け出し」等の記載はしない。

2 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたときの対応

(1) 利用児童及び職員が感染症り患や食中毒が疑われる状況が生じた場合、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、発生状況、有症者の状況等を記録すること。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のいずれかに該当する場合は、文京区幼児保育課及び文京区予防対策課（感染症）又は生活衛生課（食中毒）に対し、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応及び発生状況等を迅速に報告すること。また、原因の究明及びまん延の防止並びに収束を図るため、予防対策課又は生活衛生課の指示に従うこと。

①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1

週内に2名以上発生した場合

②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※なお、感染症の発生については、園運営に起因しない等により改善策等の記載が困難な場合は、「教育・保育施設等事故報告書」裏面の記載は不要とする。

3 児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（次のいずれかに該当する場合）が発生した場合は、文京区幼児保育課に対し事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告すること。

(1) 児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案

(2) 睡眠中やプール活動・水遊び等における事故

(3) 玩具や小物等の誤嚥や食事時の誤嚥など、窒息や怪我につながる事故

(4) 給食提供に関する事故

(5) 食物アレルギーに関する事故

(6) 救急搬送が必要となる病気、発作、怪我等

(7) 通院の結果、レントゲン検査及びCT検査等の実施が必要と診断された怪我

(8) デジタルカメラや携帯電話等の個人情報が入った電子機器媒体や帳票書類等の紛失等

(9) その他、上記以外の場合であっても園運営に影響を及ぼすなど施設長が報告を必要と認めたもの

4 1から3に係る事案が発生した場合は、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じること。また、その内容を文京区幼児保育課に報告すること。

5 1から3に係る事案が発生した場合の対応方法を予め施設ごとに定め、職員に周知すること。

## 6 報告先

(1) 私立認可保育所・地域型保育事業所・公設民営保育所（根津保育園）

文京区子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当

電話 03-5803-1845（直通）

メール [b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp)

(2) 認定こども園（お茶の水女子大学こども園）・私立幼稚園

文京区子ども家庭部幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当

電話 03-5803-1823（直通）

メール [b311500@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b311500@city.bunkyo.lg.jp)

（担当）

文京区子ども家庭部幼児保育課

保育施設指導担当

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

電話 03-5803-1845（直通）

メール [b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp)